

日本電子決済推進機構

Bank Pay 取引及び Bank Pay ことら送金における金融機関と電子決済等

代行業者（株式会社NTTデータ）に係る契約内容の一部公表

1. Bank Pay 取引において利用者に損害が生じた場合における当該損害についての Bank Pay 発行金融機関と電子決済等代行業者等との賠償責任の分担に関する事項

※ 「Bank Pay 発行金融機関」とは、Bank Pay 取引に係るスマートフォン用アプリケーションに登録された口座が開設されている金融機関をいいます。

(1) 利用者に損害が生じた場合における当該損害に対する補償の実施主体については、使用された利用者アプリ等の種類に応じ、次の通りとします。なお、利用者に対する補償に応じた者は、(2)記載の賠償責任の分担に従い、責任を負うべき者に対して求償することができます。

(a) 当該損害が、機構の提供する利用者アプリ又は機構所定の仕様による QR コード等を利用した Bank Pay 取引により生じた場合は、Bank Pay 発行金融機関が、当該 Bank Pay 発行金融機関所定の規定に基づいて補償に応じます。

(b) 当該損害が、機構所定の仕様による QR コード等を利用しないで行われる Bank Pay 取引により生じた場合は、当該電子決済代行業再委託者が、電子決済代行業再委託者所定の規約に基づいて補償に応じます。

※ 「機構」とは、日本電子決済推進機構をいいます。

(2) Bank Pay 取引に伴う決済電文の授受や処理、利用者情報の管理等に関して利用者に損害が生じた場合の関係者間における賠償責任の分担は、次のとおりと

します。

① 電子決済等代行業者のシステムの欠陥により、決済電文を処理できず又は誤って Bank Pay 発行金融機関に対して伝達した場合、電子決済等代行業者の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他の電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、当該電子決済等代行業者の負担とします。

② 電子決済等代行業再委託者及び電子決済等代行業再委託者以外で利用者アプリ等を提供する者（電子決済等代行業再委託者と併せて、以下「電子決済等代行業再委託者等」といいます。）のシステムの欠陥により、決済電文を処理できず又は誤って電子決済等代行業者に対して伝達した場合、電子決済等代行業再委託者等の管理の不備により情報漏えいが生じた場合その他の電子決済等代行業再委託者等の責めに帰すべき事由により生じた損害については、当該電子決済等代行業再委託者等の負担とします。

※ 「電子決済等代行業再委託者」とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される事業者として、利用者アプリ等を提供する者をいいます。

③ 当該損害が Bank Pay 発行金融機関、電子決済等代行業者と電子決済等代行業再委託者等のうち二以上の者の責めに帰すべき事由による場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を負担するものとします。

④ 当該損害が、Bank Pay 発行金融機関、電子決済等代行業者、電子決済等代行業再委託者等のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたものである場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたものであるかが明らかでない場合は、電子決済等代行業者、電子決済等代行業再委託者等の間

で、誠実に協議を行うものとし、(当該電子決済等代行業再委託者等との間で機構所定の契約を締結した Bank Pay 加盟店銀行がある場合は、当該 Bank Pay 加盟店銀行も当該協議に加わるものとし、)。

※ 「利用者アプリ等」とは、Bank Pay 取引を実行する機能を備えたスマートフォン用アプリケーション又はウェブサイトをいいます。

※ 「Bank Pay 加盟店銀行」とは、Bank Pay 加盟店との間で、Bank Pay 取引に係る加盟店契約を締結した金融機関をいいます。

※ 「Bank Pay 加盟店」とは、機構が定める Bank Pay 取引に係る加盟店規約を承認し、機構に登録された加盟店をいいます。

## 2. Bank Pay ことら送金において利用者に損害が生じた場合における当該損害についての Bank Pay 発行金融機関と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

※ 「Bank Pay ことら送金」は、Bank Pay 発行金融機関が提供する個人間の少額送金サービスであって、機構が提供する「Bank Pay 利用者アプリ」を通じて行われるものをいいます。

※ 本項において、「Bank Pay 発行金融機関」は、Bank Pay ことら送金を提供する Bank Pay 発行金融機関のみを指します。

(1) 利用者に損害が生じた場合における当該損害に対する補償の実施主体については、Bank Pay 発行金融機関が、当該 Bank Pay 発行金融機関所定の規定に基づいて補償に応じます。

(2) Bank Pay ことら送金に伴う送金指図の授受や処理、利用者情報の管理等に関して利用者に損害が生じた場合の関係者間における賠償責任の分担は、次のとおりとします。

① 当該損害が、電子決済等代行業者のシステムの欠陥により送金指図を処理できず又は誤って Bank Pay 発行金融機関に対して伝達したことにより生じ

たものである場合、電子決済等代行業者の管理の不備により情報漏えいが生じたことによるものである場合その他の電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、電子決済等代行業者の負担とします。

② 当該損害が、Bank Pay 発行金融機関のシステムの欠陥により送金指図を処理できず又は誤って処理したことにより生じたものである場合その他の Bank Pay 発行金融機関の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、当該 Bank Pay 発行金融機関の負担とします。

③ 当該損害が、Bank Pay 発行金融機関及び電子決済等代行業者の双方の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を負担するものとします。

④ 当該損害が、Bank Pay 発行金融機関及び電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたものである場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたものであるかが明らかでない場合は、Bank Pay 発行金融機関及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

3. 電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に Bank Pay 発行金融機関が行うことができる措置に関する事項

※ 本項は、Bank Pay 取引及び Bank Pay ことら送金で共通の事項となります。

(1) 電子決済等代行業者は、その業務に関して取得した利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令及びガイドライン等を遵守し、かつ、機構の定める規約及びガイドライン等に従って適切に取り扱い、これを安全に管理するものとします。

(2) 電子決済等代行業者が(1)の措置を怠った場合、Bank Pay 発行金融機関は、機構に対し、当該電子決済等代行業者に対する報告徴求、指導、改善要求又は Bank Pay 取引に係る電子決済等代行業者としての指定の取消しを求めることができるものとしします。

4. 電子決済等代行業再委託者等が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置ならびに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に Bank Pay 発行金融機関が行うことができる措置に関する事項

(1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者等がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のため、当該電子決済等代行業再委託者等に対して、次の措置を講じます。

当該電子決済等代行業再委託者等のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適切な取扱い及び安全管理のための各種規約等の遵守状況の調査、報告の徴求、指導

(2) 電子決済等代行業者が(1)の措置を怠った場合、Bank Pay 発行金融機関は、機構に対し、当該電子決済等代行業者に対する報告徴求、指導、改善要求又は Bank Pay 取引及び Bank Pay ことら送金に係る電子決済等代行業者としての指定の取消をを求めることができるものとしします。

以 上